

八百津町犯罪者等支援条例（案）の概要

<p>基本理念 (犯罪被害者等 基本法第3条)</p>	<p>○すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>○犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。</p> <p>○犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。</p>
<p>目的</p>	<p>○この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）における犯罪被害者等の支援に関し、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>町の責務</p>	<p>○町は、法第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>○町は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図りながら協力しなければならない。</p>
<p>町民等の責務</p>	<p>○町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮すること及び二次的被害防止に最大限の配慮をするとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>条例に基づく支援等</p>	<p>(相談及び情報の提供等) ○町は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(経済的負担の軽減等) ○町は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(日常生活の支援) ○町は、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった町民について、情報の提供その他日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。</p> <p>(広報及び啓発) ○町は、町民等が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援について理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。</p> <p>(民間支援団体への支援) ○町は、犯罪被害者等に対する支援において、民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の推進を図るため、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。</p>